

## 伊浜車庫（離接車庫）設置の経緯

弊社（当時は東海自動車株式会社）では、昭和57年7月1日『過疎バス対策連絡協議会』を立上げ、会則を制定した。会則第3条には留車制度に伴う留車場所が協議事項となっている。これに伴い、各自治体との協定書では留車制度について『当該バス路線の終着地に最終バスを留置き、乗務員のみが留車地と自宅の間を他の車両で通勤することにより乗車密度の向上及び経費の削減を図る制度』と規定している。

平成11年に東海自動車株式会社は、乗合事業を分社5社（現下田営業所は、株式会社南伊豆東海バス）に譲渡しており、留車地をそのまま引き継いでいる。

離設車庫（留車制度による車庫）については、運輸当局の指導に基づき、車庫の新設認可申請（平成18年3月14日付け自動車車庫の新設認可申請書）および道路運送法第21条第2項に基づき「地域協議会の協議結果に基づき、運行される路線」の貸切事業による運行（平成18年3月29日付け一般貸切旅客自動車運送事業による乗合旅客運送事業許可申請書）を提出し、認可をいただいている。

その後、21条自主運行バスは平成19年4月1日の改正道路運送法により新4条（乗合事業）として制定されたことから、既設認可の経過措置に関する事業変更の申請を行い、認可をいただいている。

令和2年4月に分社5社を統合して、現在の株式会社東海バスとなったが、その際にも離設車庫を含めた車庫の申請を行っている。

なお、運行管理体制については、別紙「乗務員点呼執行規則」「運行管理体制・整備管理体制を示した書面」のとおり

以上

### 【参 考】

中部運輸局公示

中運局公示第52号

### 公示

運輸省公示第340号のただし書きにより、旅客自動車運送事業用自動車の保管場所として、使用の本拠(営業所)との間の距離が2キロメートルを超える車庫を認める場合の基準については下記のとおりとする。

### 記

- 1.一般乗合旅客自動車運送事業であること。
- 2.当該車庫のある場所に営業所を設置し、維持することが経営上困難であること。
- 3.営業所と当該車庫が常時密接な連絡ができる設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともに、その実施方法が明確に定められていることにより運行管理等が確実に行われていること。

平成3年6月25日

中部運輸局長 寺島紘士 ㊞

以上

【参 考】

中部運輸局公示

中運局公示第 53 号

公示

一般乗合旅客自動車運送事業の申請に関する審査基準について

一般乗合旅客自動車運送事業の申請について、下記の基準に従って道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)の規定に係る審査を行なうこととしたので公示する。

平成 18 年 9 月 28 日

中部運輸局長 谷山 将

記

1.事業経営の許可(法第 4 条第 1 項関係)

(1)運行の態様

中間省略

(2)事業の適切性

中間省略

(3)路線定期運行に係る事業計画等

①営業所

②事業用自動車

③最低車両数

④自動車車庫

(イ)原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、営業所からの直線で 2 キロメートル(地域協議会及び地域公共交通会議において路線の新設について協議が整っている場合、その他当該車庫のある場所に営業所を設置し維持することが経営上困難であり、かつ、営業所と当該車庫が常時緊密な連絡が出来る設備及び運行管理をはじめとする管理が十分実施できる体制を有しているとともに、その実施方法が明瞭に定められていることにより運行管理等が確実に行われ中部運輸局長が特別な事情があると認める場合は別に距離を定めるものとする。) の範囲内にあること。

(ロ)以下省略

(6)管理運営体制

中間省略

④自動車車庫を営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所間の連絡網が規定されている等常時密接な連絡をとれる体制が整備されるとともに、点呼(乗務員の点呼は対面により実施すること。なお、着地において長時間停留する高速バス路線で着地において運転士への点呼の場合等対面において行なうことが困難であると認められる場合にあつては、電話等の方法により行なうこと。)等が確実に実施される体制が確立されていること。

⑤以下省略

以上

尚、平成 23 年 5 月より点呼時のアルコール検知器使用を義務付け。